

## 6 国の一般会計歳入及び国税収入決算額（平成27～令和元年度）

## (1) 国の一般会計歳入決算額

(単位 億円)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
<b>一 般 会 計 歳 入 総 額</b>	<b>1 021 753</b>	<b>1 027 740</b>	<b>1 036 440</b>	<b>1 056 974</b>	<b>1 091 624</b>
租 税 及 び 印 紙 収 入	562 854	554 686	587 875	603 564	584 415
官 業 益 金 及 び 官 業 収 入	455	470	502	507	513
政 府 資 産 整 理 収 入	3 490	3 842	2 782	2 680	2 264
雑 収 入	47 115	48 946	57 413	50 984	71 386
公 債 収 入	349 183	380 346	335 546	343 954	365 819
前 年 度 剰 余 金 受 入	58 657	39 450	52 323	55 284	67 227

(資料) 財務省「令和元年度決算の説明」

## (2) 国税収入決算額

(単位 億円)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
<b>国 税 収 入 総 額</b>	<b>599 694</b>	<b>589 562</b>	<b>623 803</b>	<b>642 241</b>	<b>621 751</b>
<b>一 般 会 計 分</b>	<b>562 854</b>	<b>554 686</b>	<b>587 875</b>	<b>603 564</b>	<b>584 415</b>
所 得 税	178 071	176 111	188 816	199 006	191 707
源 泉 分	147 732	144 860	156 271	165 650	159 375
申 告 分	30 340	31 251	32 544	33 356	32 332
法 人 税	108 274	103 289	119 953	123 180	107 971
相 続 費 税	19 684	21 314	22 920	23 333	23 005
消 費 税	174 263	172 282	175 139	176 809	183 527
酒 税	13 380	13 195	13 041	12 751	12 473
た ば こ 税	9 536	9 142	8 642	8 613	8 737
揮 発 油 ガ ス 税	24 646	24 342	23 962	23 478	22 808
石 油 ガ ス 税	92	87	82	76	68
航 空 機 燃 料 税	513	514	522	527	508
石 油 石 炭 税	6 304	7 020	6 908	7 014	6 383
電 源 開 発 促 進 税	3 159	3 197	3 257	3 220	3 158
自 動 車 重 量 税	3 849	3 915	3 778	3 944	3 881
国 際 観 光 旅 客 税	-	-	-	69	444
関 税	10 487	9 390	10 241	10 711	9 412
と そ の 他 税	99	98	99	103	102
印 紙 収 入	10 495	10 791	10 515	10 729	10 232
<b>交 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金 特 別 会 計 分</b>	<b>31 609</b>	<b>29 756</b>	<b>30 628</b>	<b>33 259</b>	<b>32 091</b>
地 方 法 人 税	5 161	6 292	6 539	6 806	6 042
地 方 揮 発 油 税	2 637	2 605	2 564	2 512	2 440
石 油 ガ ス 税 ( 譲 与 分 )	92	87	82	76	68
航 空 機 燃 料 税 ( 譲 与 分 )	147	147	149	150	145
自 動 車 重 量 税 ( 譲 与 分 )	2 642	2 687	2 593	2 707	2 833
特 別 と ん 税	124	123	123	128	127
地 方 法 人 特 別 税	20 806	17 816	18 578	20 879	20 436
<b>国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 分</b>	<b>1 475</b>	<b>1 414</b>	<b>1 337</b>	<b>1 248</b>	<b>1 238</b>
た ば こ 特 別 税	1 475	1 414	1 337	1 248	1 238
<b>東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計</b>	<b>3 707</b>	<b>3 671</b>	<b>3 939</b>	<b>4 154</b>	<b>4 001</b>
復 興 特 別 所 得 税	3 707	3 671	3 939	4 154	4 001
復 興 特 別 法 人 税	-	-	-	-	-
<b>そ の 他</b>	<b>49</b>	<b>35</b>	<b>23</b>	<b>16</b>	<b>6</b>
そ の 他	49	35	23	16	6

(資料) 財務省「租税及び印紙収入決算額調」

(備考) 1 地方法人特別税は、平成20年度税制改正において地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として創設された。

2 地方揮発油税は、平成21年度税制改正において地方道路税が用途制限を廃止し、改称されたものである。

3 復興特別所得税および復興特別法人税は、東日本大震災からの復興施策に必要な財源を確保するため、平成24年度から導入された。

4 地方法人税は、平成26年度税制改正において地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として、法人住民税法人税制の税率の引下げにあわせて、地方交付税の財源を確保するため創設された。

5 国際観光旅客税は、平成30年度税制改正において観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するため創設された。